

令和5年第3回
朝霞市農業委員会総会議事録

令和5年3月27日

朝霞市農業委員会

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第3回朝霞市農業委員会総会	
開 催 日 時	令和5年3月27日（月） 午後3時00分から 午後3時51分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	令和5年第3回朝霞市農業委員会議事日程	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

令和5年第3回朝霞市農業委員会総会

令和5年3月27日(月)

午後3時00分から

午後3時51分まで

市役所別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

7番 渋谷 昇委員 6番 金子 靖彦委員

3 提出議案

議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第12号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案第13号 朝霞市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

4 諸報告

(1) 報告第3号 会長専決について

(2) その他報告

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋	隆		
会	長	代	理	秋山	磨弥
委	員	橋本	弘明		
委	員	栗原	昌章		
委	員	石原	実		
委	員	富岡	勇一		
委	員	高野	正芳		
委	員	渋谷	昇		
委	員	金子	靖彦		
委	員	渡邊	忠		
委	員	高麗	俊一		
委	員	高橋	秀明		
委	員	千田	理恵子		
委	員	野島	一		
委	員	須田	哲也		
委	員	高野	政江		
委	員	浅川	秀雄		
委	員	小寺	昌		
委	員	高橋	吉久		

欠席委員（1人）

委	員	蕪木	勝美
---	---	----	----

事務局

事	務	局	事	務	局	長	星加	敏昭
事	務	局	局	次	長		増田	高志
事	務	局	専	門	員		有賀	雄一

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○開会

○事務局・星加事務局長

それでは皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、これより、令和5年第3回朝霞市農業委員会総会を開催致します。

今年度最後の農業委員会総会になります。1年間本当にどうもありがとうございました。お世話になりました。事務局のほうにも異動がございましたので、会議後に改めてお伝えをします。どうぞよろしくお願い致します。

開会に当たりまして、会長から御挨拶を申し上げます。会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第3回農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、事務局長からもお話がありましたように、今年度最後であります。1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

先週はWBCの準決勝と決勝が行われました。準決勝はサヨナラ勝ち、決勝は予想されたアメリカがきて、3対2とういことで1点差で逃げ切り、無事、無事じゃない、めでたく優勝の瞬間をみることができました。コロナ禍で暗い話題が多かった中、徐々に明るい話題がでてきて、皆さんもそうかと思いますが、私も元気をいただいたような気がしております。それから桜もほぼ満開だと思うんですけども、先ほど市役所に来る途中黒目川を見ってみましたら、結構な方々がブルーシートで花見をされておりました、また1日、2日ですが、黒目川花まつりも予定されているそうですので、皆さんも時間がありましたら、ぜひ足を運んでいただけたらと思います。

それでは本日も提出議案が5議案ほどあり、時間を多少いただくかと思いますが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○事務局・星加事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を、会長よろしくをお願いいたします。

○高橋会長

本日の出席委員は、20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

左折します。450メートルほど進むと「内間木支所」という交差点がありますが、そこは通り過ぎて、右側に浜崎学校給食センター、左側に朝霞第三小学校がありますが、朝霞第三小学校の外周に沿って農道に入ります。160メートルほど進んだ最初の十字路を左折し、80メートル先の右側の畑が申請地です。以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第9号1番につきまして、何か御質問ございますか。

(なし、の声)

御質問が無いようですのでお諮りいたします。本件を許可とすることに、御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第9号1番につきましては、許可と決しました。

○高橋会長

次に、議案第9号の2番、3番、4番、5番につきましては、譲り受け人が同一世帯のため、一括で審議いたします。

それでは議案第9号の2番、3番、4番、5番につきまして須田 哲也 委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○須田委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は3月23日に行って来ました。

土地の所有地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該(とうがい)規定の制限に申請地並びに譲(ゆず)り受(う)け人が該当(がいとう)するか否(いな)かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者またはその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲り受け人が和光市に所有する農地については、現在は端境期で作付けされておりましたが、適切に管理されており、毎年露地野菜を栽培しているとのこと。一方、朝霞市内にも令和3年から令和4年にかけて、大字宮戸、大字浜崎、大字岡の3か所の農地を取得していますが、この3か所については、管理状況はあまり良くなく、作付けも開始されていない状況です。この点について譲り受け人に確認したところ、計画どおり梅や柿を定植し、埋め間に軟弱野菜やひまわりを栽培する予定とのこと。現在は土づくりをしながら定植するタイミングや品種などを種苗会社の協力を得ながら検討しているとのこと。また、収穫した作物の販売先も目途が立っているとのことでした。経営規模拡大の意向はあるものの、和光市内では宅地化が進み、優良な農地を取

得することが難しいため、朝霞市内の農地を取得しているとのこと。大字岡の農地については、水はけが悪く、農地改良により新しい土を入れたりもしていますが、現状はボコボコになったままです。令和3年5月の作付計画書では果樹などで提出されていますが、もうすぐ2年が経つのに定植にできる状況ではありません。昨年取得した大字浜崎の農地についても、まだ土づくりをされている様子はありませんし、現在は草もかなり伸びて荒れています。大字宮戸の農地もかなり草まみれで適切に管理ができるのか疑問があります。

次に、同項第4号に規定されている、譲り受け人またはその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲り受け人の世帯は年間のほとんどを農業に従事しており、また、和光市農業委員会に譲り受け人の農業経営状況を調査した結果、年間200日以上農業に従事していることが確認できます。

次に、同項第5号に規定されている、譲り受け人又はその世帯員等が50a以上耕作しているかどうかの下限(かげん)面積(めんせき)要件につきましては、譲り受け人の世帯は現在約56aを耕作しており、法に規定されております下限面積以上の農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用影響を及ぼすかどうかですが、申請地のうち大字浜崎では柿を定植し、大字宮戸では軟弱野菜を栽培する予定とのことから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、約15分であり問題ありません。

朝霞市農業委員会としてはせめて大字岡の農地が平らに整備され、大字浜崎や大字宮戸の農地も土づくりのためのたい肥を投入されたのを確認できてから承認するべきだと思いますので、継続審議としたほうが良いと思います。以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第9号2番、3番、4番、5番につきまして、何か御質問ございますか。

○高橋会長

高野正芳委員

○高野委員

大字宮戸の農地を取得しても、草が繁茂していたり、管理状況があまり好ましくないという調査結果でありますので、経営規模を拡大しても管理が十分に行き届くか分からないので、継続審議にしたほうが良いと思います。以上です。

○高橋会長

他にご質問ございますか？

○高橋会長

千田理恵子委員

○千田委員

譲受人の耕作日数が200日あるとのことですが、例えば会社員が会社に通っているとかはないですか。また譲受人の職業はわかるのですが。

○事務局・有賀専門員

職業ですが、あくまで台帳からみるものになりますので、詳しく会社員であるかということとはわからないのですが、経営主が少なくとも200日以上やっているとのこと。■■■さんについては、同居している家族以外のご家族の方もやっているとは伺っています。

○千田委員

それはその方が言っていることのみとのことですよ。

○事務局・有賀専門員

そのとおりです。

○千田委員

わかりました。ありがとうございます。

○高橋会長

他にご質問はございますか。よろしいですか。

では議案第9号2番、3番、4番、5番につきましては、調査を継続するため、本日の総会では結論を出さず、継続審議とすることにご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第9号2番、3番、4番、5番につきましては、継続審議といたします。

◎議案第10号 農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について

○高橋会長

次に、議案第10号「農地法第4条の規定による農地等の転用申請許可申請承認について」を議

計画面積が適当か否かについては、トラック 21 台分、通勤車両 22 台分の面積が申請されており、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かについては、申請地は砂利敷で使用し、雨水を場内に浸透させるということです。また、隣接する農地の敷地境界に沿って、コンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止するということから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、13 ページをお開きください。

朝霞駅東口から花の木交差点方向へ進み、新盛橋手前の「内間木公民館前」の交差点を左折します。400メートルほど進み、右側の農協旧内間木支店と旧内間木経済配送センターの間の道路に入ります。100メートルほど進み斜め左、特別養護老人ホーム「花水木の里」の方へ進み、140メートル先の左側の農地が申請地です。以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第10号につきまして、何か御質問はございますか。

(なし、の声)

それでは御質問がないようですので、お諮り致します。本件を許可相当とすることに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないようですので、議案第10号につきましては、許可相当と決しました。

◎議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

○高橋会長

次に、議案第11号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは16ページをご覧ください。

議案第11号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
令和5年3月27日提出。

番号1

土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積の順に上から申し上げます。

大字溝沼字富士下■■■ 田 畑 651平方メートル

大字溝沼字富士下■■■ 田 畑 715平方メートル

沿ってコンクリートブロックを設置するとのことで、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、17ページをお開きください。

朝霞市役所から膝折方面に進み、本町1丁目の交差点を右折し城山通りに入ります。700メートルほど進み「溝沼6丁目」という交差点を左折します。1キロほど進むと右側のJAあさか野本店、その先の「弁財坂下」という交差点を左折します。500メートルほど進むと左側に「あさか産婦人科」がありますので、その押しボタン信号の交差点を左折し、60メートル先の十字路を右折します。左側に市の市民農園「溝沼農園」があり、その先の畑が申請地です。以上です。よろしくご審議をお願いします。

○高橋会長

議案第11号につきまして、何か御質問はございますか。

(なし、の声) よろしいですか？

では御質問がないようですので、お諮り致します。本件を許可相当とすることに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議がないということですので、議案第11号につきましては、許可相当とすることに決しました。

◎議案第12号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

○高橋会長

次に、議案第12号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。それでは、事務局、議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは、20ページを御覧ください。

議案第12号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について。

令和5年3月27日提出。

別紙のとおり。

埼玉県朝霞市農業委員会会長、高橋隆。

本議案につきましては、令和4年2月2日付で農林水産省経営局長から全国農業会議所に発出された通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づくものとなります。毎年3月末までに翌年度の最適化活動の目標の設定をして、県を經由して国に提出するものです。それでは、資料についてご説明いたします。

21ページをご覧ください。21ページは農業委員会の体制などで目標値などの記載はありません。続きまして22ページをご覧ください。ここからは、最適化活動の成果目標を3点記載しています。1つ目は農地の集積についてです。令和5年度の新規集積面積の目標を5ヘクタールとしました。2つ目は遊休農地の解消です。令和5年度の緑区分の遊休農地の解消面積を0.04ヘクタールといたしました。黄色区分の遊休農地は朝霞市では認知しておりません。23ページに移りまして、3点目が新規参入の促進です。新規参入者への貸付け等の面積として0.1ヘクタールとしました。

次に、最適化活動の活動目標について3点ございます。1点目が最適化活動を行う目標日数でございます。目標日数として、1か月あたり10日としています。最適化活動とは、農地の出し手、受け手のマッチング、新規就農の相談、遊休農地の発生防止と解消などで、現実的なところで、農地パトロールで遊休農地の発生防止をする活動が中心になると思われれます。2点目は、活動強化月間の設定です。7月に遊休農地の解消、11月に農地の集積、1月に新規参入の促進と設定しました。3点目は新規参入相談会への参加目標で、1回といたしました。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○高橋会長

それでは、議案第12号についてご意見等がございますか。

○高橋会長

渋谷 昇委員

○渋谷委員

最適化活動の活動目標で、一人あたりの活動日数が月10日となっています。これは今年目標ですよね。月に10日は多すぎではありませんか？

○事務局・有賀専門員

最適化活動は農地パトロールだけではなく、集積に関する相談や新規参入農の促進など多岐にわたります。それらを含めて10日と設定しています。

最適化活動は、農業委員会等に関する法律で農業委員会の必須の業務に位置づけられています。

朝霞市の状況からすると10日は確かに高い目標値ですが、だからといって低すぎる目標値は適切ではありません。埼玉県農業会議と調整し適切な日数として10日としています。周辺他市も同程度の日数となっています。

○渋谷委員

目標があれば実績の評価があがるのでは

○事務局・有賀専門員

すべての目標が朝霞市の実情からすれば高く、現実的には達成困難ですが、評価は実績に基づいて行います。

○高野委員

朝霞市には推進委員はいるのか

○事務局・有賀専門員

朝霞市は推進委員はおりません。農業委員が推進委員の業務を担っています。

○高橋会長

他にございますか。

(なし、の声) よろしいですか？

それでは議案第12号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」は原案のとおりに決しました。

◎議案第13号 朝霞市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

○高橋会長

次に議案第13号「朝霞市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」を議題といたします。それでは、事務局、議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは、24ページをお開きください。

議案第13号 朝霞市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

別紙のとおり

令和5年3月27日 提出

埼玉県朝霞市農業委員会 会長 高橋 隆

この議案につきましては、「農業委員会等に関する法律」の第6条で、農業委員会行う所掌事務が規定されておりますが、平成28年4月の法改正で、新たに、同条2項で「農業委員会はその区域内の農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務を行う。」ことが規定されました。第7

条では、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないと規定されており、努力義務ではありますが、本市ではこの指針をすでに定めているところです。この度、4月に「農業委員会等に関する法律」改正されることに伴い、その改正内容を反映させるため指針を変更しなければならないことから、本日の総会でご審議いただくものです。

この指針は、「遊休農地の解消」「担い手への農地利用集積」「新規参入の促進」について10年後の目標を定めています。今回の変更では次の点について変更しています。遊休農地の解消目標を、現在認知している面積に変更しています。集積目標は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に32パーセントと掲げていますので、現在の農地面積の32パーセントの数値に変更しています。改正法に基づき、各項目に評価方法を追加しています。地域計画の目標を達成するための役割を追加しています。

以上のとおり、朝霞市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）として委員の皆様にお示しいたしました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○高橋会長

それでは、議案第13号について、意見等がございますか

○高橋会長

千田理恵子委員

○千田委員

遊休農地は解消できるのですか

○事務局・有賀専門員

遊休農地は増えたり減ったりしますが、現認している遊休農地の面積は少ない状況です。所有者の所在がわからない農地もありますが、現認している遊休農地はすべて緑区分で再生可能な農地ですので、遊休農地ゼロを目指します。

○千田委員

遊休農地をなくすための策はあるのか

○事務局・有賀専門員

農地パトロールの結果から、管理状況のよくない農地の所有者には、管理の改善を促す通知を送るほか、遊休農地と判断される農地の所有者には利用意向調査を行います。

○事務局・星加局長

生産緑地についても、制度の趣旨を反する農地に対しては所有者に改善を促します。

○高橋会長

ほかに何かご意見はございますか。

(なし、の声) よろしいですか？

御意見がないようですので、議案第13号については原案のとおり決するという事で、ご異議
ございませんか

(異議なし、の声)

それでは議案第13号「朝霞市農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」は原
案のとおりに決しました

◎議案第14号 農業委員会職員の人事について

○高橋会長

ここで追加議案がございます。

議案14号「農業委員会職員の人事について」を議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局・有賀専門員

それでは追加で配布した議案をご覧ください。

議案第14号 朝霞市農業委員会職員の人事について

令和5年3月27日提出。

令和5年4月1日付で、次のとおり農業委員会事務局職員を任免する。

有賀 雄一、農業委員会事務局専門員を解く。

佐藤 たかみ、農業委員会事務局専門員を命ずる。

渡邊 誠、農業委員会事務局主査を解く。

佐藤 辰準(たつのり)、農業委員会事務局主任を命ずる。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆。

以上でございます。

○高橋会長

議案第14号につきまして、なにか質問はございますか

(なし、の声) よろしいですか？

御質問がないようですので、お諮りします。本案を議案どおりに決定することに異議ございませんか。

(異議なし、の声)

ご異議がないようですので、議案第14号は原案どおりと決定いたします。

異動対象となる方には、後ほどあいさつをお願いしたいと思います。

◎諸報告

○高橋会長

次に、諸報告を行います。

報告第3号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

その他の報告についても事前に配布しております。

◎協議事項

○高橋会長

次に、協議事項に移ります。

次回の農業委員会総会の日程についてですが、4月27日木曜日、午後3時からです。

場所は、市役所別館2階の第一委員会室となります。

◎閉会

○高橋会長

本日の日程は、これで全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第3回農業委員会総会を終了いたします。

ありがとうございました。

上記議案の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

7 番委員 渋谷 昇

8 番委員 金子 靖彦

令和5年3月27日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印